

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び<u>第3項</u>に基づく個人番号の利用並びに法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="220 1368 405 1417">執行機関</th><th data-bbox="406 1368 791 1417">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="220 1420 791 1469">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="220 1471 405 1973">4 (略)</td><td data-bbox="406 1471 791 1973">(略)</td></tr></tbody></table>	執行機関	事務	(略)		4 (略)	(略)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び<u>第4項</u>に基づく個人番号の利用並びに法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="839 1368 1024 1417">執行機関</th><th data-bbox="1026 1368 1402 1417">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="839 1420 1402 1469">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="839 1471 1024 1973">4 (略)</td><td data-bbox="1026 1471 1402 1973">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="839 1514 1024 1973">5 知事</td><td data-bbox="1026 1514 1402 1973"><u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であつて次に掲げるもの</u> <u>(i) 生活保護法第19条第1項の規定</u></td></tr></tbody></table>	執行機関	事務	(略)		4 (略)	(略)	5 知事	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であつて次に掲げるもの</u> <u>(i) 生活保護法第19条第1項の規定</u>
執行機関	事務														
(略)															
4 (略)	(略)														
執行機関	事務														
(略)															
4 (略)	(略)														
5 知事	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であつて次に掲げるもの</u> <u>(i) 生活保護法第19条第1項の規定</u>														

に準じて行う保護の実施に関する
事務

(2) 生活保護法第24条第1項の規定

に準じて行う保護の開始若しくは
同条第9項の規定に準じて行う保
護の変更の申請の受付、その申請
に係る事実についての審査又はそ
の申請に対する応答に関する事務

(3) 生活保護法第25条第1項の規定

に準じて行う職権による保護の開
始又は同条第2項の規定に準じて
行う職権による保護の変更に関す
る事務

(4) 生活保護法第26条の規定に準じ

て行う保護の停止又は廃止に関す
る事務

(5) 生活保護法第29条第1項の規定

に準じて行う資料の提供等の求め
に関する事務

(6) 生活保護法第55条の4第1項の

規定に準じて行う就労自立給付金
の支給の申請の受付、その申請に
係る事実についての審査又はその
申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第55条の5第1項の

規定に準じて行う進学準備給付金
の支給の申請の受付、その申請に
係る事実についての審査又はその
申請に対する応答に関する事務

(8) 生活保護法第55条の8第1項の

規定に準じて行う被保護者健康管
理支援事業の実施に関する事務

(9) 生活保護法第63条の規定に準じ

て行う保護に要する費用の返還に
関する事務

(10) 生活保護法第77条第1項、第77

<u>5</u> (略)	(略)
<u>6</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)

別表第2 (略)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 知事	(略)	(1) (略) (2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u> による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 知事	(略)	(1)・(2) (略)

	<u>条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務</u>
<u>6</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)

別表第2 (略)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 知事	(略)	(1) (略) (2) <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u> (3) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
3 知事	(略)	(1)・(2) (略) (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定める</u>

4 知事	(略)	(1)・(2) (略)
5 知事	(略)	(1)・(2) (略)
6 知事	(略)	<u>静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

4 知事	(略)	<u>もの</u> (1)・(2) (略) (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
5 知事	(略)	(1)・(2) (略) (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
6 知事	(略)	(1) <u>静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報（以下「私立高等学校等奨学給付金関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (2) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
7 知事	外国人生 活保護事 務	(1) <u>私立高等学校等奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、</u>

配偶者支援金又は一時帰
国旅費の支給に関する情
報であって規則で定める
もの

(5) 児童福祉法（昭和22年
法律第164号）による小児
慢性特定疾病医療費、療
育の給付又は障害児入所
給付費の支給に関する情
報であって規則で定める
もの

(6) 児童扶養手当法（昭和
36年法律第238号）による
児童扶養手当の支給に関
する情報であって規則で
定めるもの

(7) 母子及び父子並びに寡
婦福祉法（昭和39年法律
第129号）による資金の貸
付け又は給付金の支給に
関する情報であって規則
で定めるもの

(8) 特別児童扶養手当等の
支給に関する法律（昭和
39年法律第134号）による
特別児童扶養手当、障害
児福祉手当又は特別障害
者手当の支給に関する情
報であって規則で定める
もの

(9) 国民年金法等の一部を
改正する法律（昭和60年
法律第34号）附則第97条
第1項の福祉手当の支給
に関する情報であって規
則で定めるもの

						<p><u>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(12) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(13) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
<u>7</u> (略)	(略)			<u>8</u> (略)	(略)	
<u>8</u> (略)	(略)			<u>9</u> (略)	(略)	
<u>9</u> 教育委員会	(略)	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの		<u>10</u> 教育委員会	(略)	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学経費関係情報」という。）で

あつて規則で定めるもの

別表第3 (略)

情報照会機 関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 知事	(略)	(略)	<p>(1) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 静岡県高等学校等奨学給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付に関する情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第3 (略)

情報照会機 関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 知事	(略)	(略)	<p>(1) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与に関する情報(以下「<u>定時制・通信制課程修学資金関係情報</u>」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 静岡県高等学校等奨学給付金の支給に関する情報(以下「<u>高等学校等奨学給付金関係情報</u>」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付に関する情報(以下「<u>定時制・通信制課程修学補助金関係情報</u>」という。)</p>

				<p>であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 高等学校遠距離通学費補助金の交付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 高等学校遠距離通学費補助金の交付に関する情報（以下「<u>高等学校遠距離通学費補助金関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報（以下「<u>特別支援教育就学奨励費補助金関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 知事	外国人生活保護事務	教育委員会	<p>(1) <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）</u>による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>定時制・通信制課程修学</u></p>		

							<u>資金関係情報</u> <u>であって規則</u> <u>で定めるもの</u> (3) <u>高等学校等</u> <u>奨学給付金関</u> <u>係情報であつ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u> (4) <u>定時制・通</u> <u>信制課程修学</u> <u>補助金関係情</u> <u>報であって規</u> <u>則で定めるも</u> <u>の</u> (5) <u>高等学校遠</u> <u>距離通学費補</u> <u>助金関係情報</u> <u>であって規則</u> <u>で定めるもの</u> (6) <u>特別支援学</u> <u>校就学経費関</u> <u>係情報であつ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u> (7) <u>特別支援教</u> <u>育就学奨励費</u> <u>補助金関係情</u> <u>報であって規</u> <u>則で定めるも</u> <u>の</u>
2 教育委 員会	(略)	(略)	生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの	3 教育委 員会	(略)	(略)	(1) <u>生活保護関</u> <u>係情報であつ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u> (2) <u>外国人生活</u> <u>保護関係情報</u>

							<u>であって規則 で定めるもの</u>
3 教育委員 員会	(略)	(略)	<u>生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの</u>	4 教育委 員会	(略)	(略)	(1) <u>生活保護関 係情報であつ て規則で定め るもの</u> (2) <u>外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの</u>
4 教育委 員会	(略)	(略)	<u>生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの</u>	5 教育委 員会	(略)	(略)	(1) <u>生活保護関 係情報であつ て規則で定め るもの</u> (2) <u>外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの</u>
5 教育委 員会	(略)	(略)	<u>生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの</u>	6 教育委 員会	(略)	(略)	(1) <u>生活保護関 係情報であつ て規則で定め るもの</u> (2) <u>外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの</u>
6 教育委 員会	(略)	(略)	<u>生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの</u>	7 教育委 員会	(略)	(略)	(1) <u>生活保護関 係情報であつ て規則で定め るもの</u> (2) <u>外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの</u>
7 教育委 員会	(略)	(略)	<u>生活保護関係情 報であって規則</u>	8 教育委 員会	(略)	(略)	(1) <u>生活保護関 係情報であつ</u>

			<u>で定めるもの</u>				<u>て規則で定め るもの</u> <u>(2) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの</u>
--	--	--	---------------	--	--	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (略)	別表第1 (略)
1～4 (略)	1～4 (略)
<u>4の2</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>4の3</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>7</u> (略)
	<u>8 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、次に掲げるもの</u>
	<u>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施の対象となる外国人要保護者（同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる外国人をいう。第3号及び第4号において同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</u>
	<u>(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u>
	<u>(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じ</u>

て行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更の対象となる外国人要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止の対象となる外国人要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる外国人被保護者（同法第6条第1項に規定する被保護者に準ずる外国人をいう。次号において同じ。）に関する情報の収集又は整理に関する事務

(9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる外国人被保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(10) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準

6～21 (略)

じて行う徴収金の徴収を含む。)の対象と
なる者の生存の事実又は氏名若しくは住
所の変更の事実の確認

9～24 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。